

## 第1 目的

当協会の愛の手運動を通して里親(以下養親を含む)に委託され、委託解除後の者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにすること、及び就学に必要な資金を援助し、教育を受けることの機会を提供する。

## 第2 実施主体

公益社団法人 家庭養護促進協会が行う。

## 第3 貸付対象

資金の貸付の対象となる個人は、次の各号に掲げる個人とする。

- (1)当協会の愛の手運動を通して里親(以下養親を含む)に委託され、里親委託を解除後、自立した生活へ向けて就労の準備をしている者及び就労中の者
- (2)高等学校卒業後、各種学校、短期大学、大学等への進学を希望し、必要な学資を他から受けることが困難であると認められる者

## 第4 資金の種類

資金は愛の手基金をもってこれに充てるものとする。

### (1)生活支援資金

- ア.日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用
- イ.就労のために一時的に必要な費用
- ウ.住宅入居費  
敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
- エ.医療費の支払い等臨時の生活費が必要な時の費用

### (2)教育支援資金

専修学校、短期大学、大学等に就学するのに必要な経費

## 第5 貸付金額

貸付限度額は借入申込者の資金の用途や必要性、償還、能力等を十分勘案し、決定するものとする。

### (1)生活支援資金

1回の貸付限度額 300,000円以内

(2)教育支援資金

- 就学支度費 500,000 円以内
- 授業料等 月額 50,000 円以内

第6 貸付の方法

(1)貸付金の償還期限

- 生活支援費 5年以内
- 教育支援費 卒業後10年以内

(2)貸付金の利率

無利子とする

(3)貸付金の交付

一括、分割又は月決めの交付の方法によるものとする

第7 連帯保証人

借入申込者は原則として1名の連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付を受けることができる。

第8 貸付決定及び契約締結

(1)貸付の審査、決定を行うための運営委員会を置くものとする。運営委員会は協会の理事、ケースワーカー、里親、学識経験者等をもって構成する。

(2)借入申込者から資金の借入の申込みがあったときは必要に応じて運営委員会の意見を聞き、貸付の決定をする。ただし、緊急の貸付が必要な場合は協会で検討のうえ、決定することができる。

(3)資金の貸付を決定したときは、借入申込者に対して貸付決定通知書を交付し、貸付に係わる契約を締結するとともに借入申込者から借用書の提出を受けるものとする。

第9 貸付金の交付

(1)貸付決定を行い、借用書の提出があったときは、すみやかに当該貸付決定に係わる資金を交付する。

(2)交付については原則として一括によるものとし、教育支援金については一括又は月決めの方法による。

(3)住居入居費については予め借入れ申込者に同意を得たうえで、原則として当該不動産賃貸契約の相手の口座に送金をする。

## 第10 借受人等の責務

- (1)借受人は、借入の目的に即した資金の使用や協会が行う必要な相談支援により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を送れるよう努めなければならない。
- (2)借受人は、協会との契約に定める償還方法により、償還期限までに貸付金を償還しなければならない。
- (3)借受人、連帯保証人が次のいずれかに該当する場合は、直ちに協会に届け出なければならない。
  - ア.借受人の氏名に変更があったとき
  - イ.借受人が就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受ける等して、貸付の目的を達成したとき
  - ウ.借受人が生活保護受給を開始したとき
  - エ.借受人が転居し、又は入院若しくは社会福祉施設等へ入所したとき
  - オ.借受人が破産又は民事再生手続き開始(以下「破産等」という。)の申立てを受け、又は申立てをしたとき
  - カ.借受人が死亡したとき
  - キ.連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき
  - ク.連帯保証人の状況に著しい変更があったとき

## 第11 一時償還及び貸付の停止及び解約

協会は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって貸付を停止し若しくは貸付契約を解約することができる。

- (1)借受人が貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
- (2)借受人が虚偽の申込みその他不正な手段により貸付けを受けたとき
- (3)借受人がその責務に違反したとき
- (4)借受人が借受期間中に就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受ける等して、貸付の目的を達成したと認められるとき
- (5)借受人が貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
- (6)借受人が生活保護受給を開始したとき
- (7)借受人が民事保全又は民事執行の申立てを受けたとき
- (8)借受人が破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき
- (9)その他貸付又は貸付契約を継続しがたい事由が生じたとき

## 第12 償還の手続等

### (1)貸付金の償還及び受入れ

- ア.借受人は、償還計画に従い、それぞれの所定の支払期日までに、協会へ償還するものとする。
- イ.協会は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係わる借用書を

遅滞なく借受人に返還するものとする。

## (2)貸付金の償還猶予手続

- ア.借受人は、貸付金の償還猶予を申請しようとするときは、償還猶予を受けようとする理由、猶予期間、猶予後の償還期限等必要と認める事項を記載した申請書を協会に提出するものとする。
- イ.協会は償還猶予申請書を受け付けたときは、必要な調査を行い、貸付金の償還を猶予するかどうかを決定し、償還猶予承認書を当該借受人に交付するものとする。

## 第13 償還免除

協会は、死亡その他やむを得ない事由により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

## 第14 会計

資金の貸付業務を行うにあたっては貸付資金及び貸付事務費についてそれぞれ特別会計を設け、明瞭に経理するものとする。

## 第15 借受人に対する相談支援

- (1)協会は、貸付期間中、必要に応じて借受人と面接を行い、借受人が自立に向けた計画への取り組みの状況及び生活状況等を把握し、必要な相談支援を継続的に行うものとする。
- (2)協会は、借受人が失業者である場合には公共職業安定所に求職申込みを行う、借受人が多重債務を抱えている場合には弁護士又は司法書士に多重債務の整理を依頼する等必要に応じて関係機関が行う支援を活用する。

## 第16 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は理事長が定める。

## 第17 付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。